

## 産業廃棄物処理計画書

2025年 6月 5日

広島市長 様

## 提出者

住所 広島市南区皆実町1丁目10番8号

氏名 味日本株式会社

代表取締役社長 小 林 道 正

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-251-1281

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和7年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	味日本株式会社
事業場の所在地	広島市南区皆実町1丁目10番8号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	食料品製造業
②事業の規模	令和6年度（2024年度） 売上高 16,227百万円
③従業員数	426名（派遣従業員含む）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物処理委託契約を締結し、外部へ処理を委託

条例別紙1  
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和6年度）実績量  
計画：今年度（令和7年度）計画量

単位：トン／年

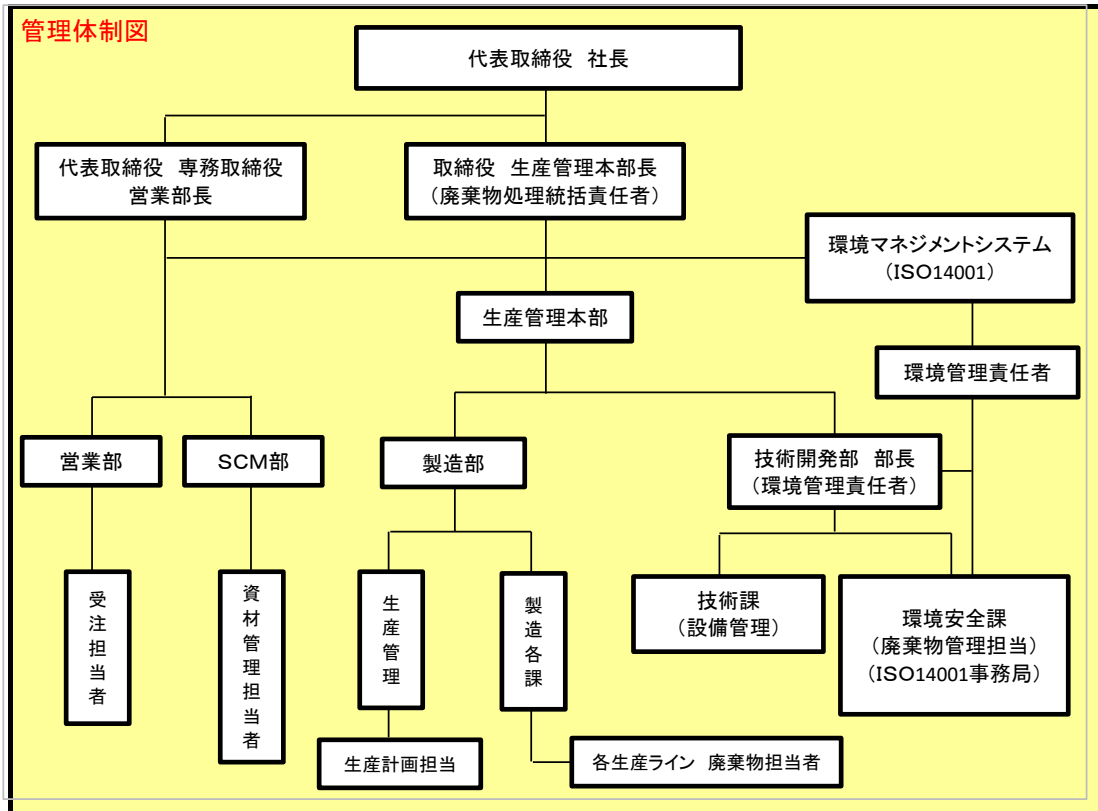
単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	28.94	28.36									28.94	28.36	26.11	25.59	26.11	25.59				
廃油	0.144	0.141									0.144	0.141	0.144	0.141						
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	153.58	150.51									153.58	150.51	153.58	150.51	153.58	150.51				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ	406.33	398.2									406.33	398.2	406.33	398.2	406.33	398.2				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	0.116	0.114									0.116	0.114	0.116	0.114						
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.362	0.356									0.362	0.356	0.362	0.356						
紙さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	589.472	577.681	0	0	0	0	0	0	0	0	589.472	577.681	586.642	574.911	586.02	574.3	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○混合工程でのこぼれ防止策の強化</li> <li>○充填機立ち上げ時に発生するロスの抑制 (廃プラスチック類, 動植物性残渣)</li> <li>○バルク・フィルムの収率目標管理を行いロスを削減する</li> <li>○生産計画をより精緻に行い、ロス発生を防止する</li> <li>○資材管理の強化により、余剰在庫の廃棄を抑制する</li> <li>○環境マネジメントシステム(ISO14001)へ廃棄物削減目標を記載</li> </ul>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>上記内容を継続実施</p>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	産業廃棄物(廃プラスチック類等)と事業系一般廃棄物(紙くず等)が混在しないよう廃棄場所を分けて管理
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	上記内容を継続実施

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	産業廃棄物については全量外部へ処理を委託
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	産業廃棄物については全量外部へ処理を委託
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>産業廃棄物については全量外部へ処理を委託 (セメント原料としての二次リサイクルを優先的に実施するよう委託先へ要請)</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同上</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>産業廃棄物については全量外部へ処理を委託。 廃プラスチック類ならびに動植物性残渣については 焼却灰をセメント原料(混錬)・路盤材原料として再生利用</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>上記内容を継続実施</p>